

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁 印

令和2年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和2年7月21日付松監第23号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 下水道部 下水道サービス課	所管課等長氏名 光 宗 弘 明
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 収入事務について (6) 小規模下水道使用料 ・適正な債権管理について 小規模下水道使用料に係る金銭債権の消滅時効については、地方自治法第 236 条第 1 項の適用を受け 5 年間とされているが、時効中断となる事由がないまま 5 年間を経過している債権が見受けられた。5 年間を経過した債権については、同条第 2 項により時効の援用を要せず消滅時効が完成することから、速やかに不納欠損処理を行うなど適正な債権管理に努められたい。</p>	<p>1 収入事務について (6) 小規模下水道使用料 ・適正な債権管理について 小規模下水道事業会計において、時効中断事由がないまま 5 年間を経過しているにもかかわらず、不納欠損処理を行っていないものが 20,860 円ありましたので、令和 2 年 9 月 30 日時点で不納欠損処理を行いました。今後は、同様の事例が発生しないよう、適切な事務処理に努めます。</p>